

## ○弘前市議会運営申し合わせ事項

本申し合わせ事項は、議会運営を円滑に進めるため定めるものであり、特に議会運営委員会の運営については、従来の委員会運営の伝統にかんがみ、運営に当たっては、今後とも全会一致を努力目標として協議を行うものとする。

### 第1 会派の結成及び届け出並びに会派代表者会議

- 1 会派とは、2人以上の所属議員を有する党及び会派をいう。
- 2 会派を結成したときは、その代表者は、会の名称及び所属議員名を速やかに議長に届け出なければならない。また、会派の名称又は所属議員に異動があったときも同様とする。
- 3 議長は、必要と認めるとき、「弘前市議会会派代表者会議設置に関する内規」（別紙）により、会派代表者会議を開く。

### 第2 議会運営委員会

- 1 委員の選出方法
  - (1) 委員は、各会派の所属議員数に比例して選出するものとする。委員は、各会派から1人以上を選出するが、条例定数と一致しない場合はその都度協議する。
  - (2) 会派の代表者は、委員候補者を定めたときは、議長に推薦するものとする。
  - (3) 委員が会派を離脱したときは、当該委員は委員を辞任するものとする。ただし、会派の結成等にかかわる場合は別に協議するものとする。
- 2 代理者の出席
  - (1) 委員欠席のときは、会議規則（以下「規則」という。）第117条第1項の規定に基づく委員会の出席要請による委員外議員として代理者（以下「代理者」という。）を当該欠席委員の所属会派から出席させるものとする。
  - (2) 会派代表者は、委員欠席のときは代理者をあらかじめ委員長に報告しなければならない。
  - (3) 代理者の席は、当該欠席委員の席とする。
  - (4) 代理者の発言については、規則第117条第2項の規定にかかわらず委員同等とする。ただし、討論及び表決に加わることはできない。

### 3 会派に所属しない議員の出席

会派に所属しない議員は、議会運営委員会の傍聴を要請し、委員席とは別に傍聴席を設けるものとする。

### 4 議長及び副議長の出席

(1) 議長は、地方自治法（以下「法」という。）第105条の規定に基づき出席するものとし、また副議長は、規則第117条に基づく委員会の出席要請による委員外議員として委員会に出席するものとする。

(2) 議長及び副議長席は、委員席とは別に設けるものとする。

### 5 調査・審査事項

委員会の調査・審査事項は、法第109条第3項に規定する事項の範囲内で、おおむね次のとおりとする。

- (1) 会期に関する事。
- (2) 議事日程に関する事。
- (3) 議事進行に関する事。
- (4) 緊急質問に関する事。
- (5) 議会関係例規の制定、改廃に関する事。
- (6) 意見書その他議員発議の取り扱いに関する事。
- (7) 請願及び陳情等の取り扱いに関する事。
- (8) 各種委員その他役員の割り振りに関する事。
- (9) 特別委員会の設置に関する事。
- (10) その他議会運営及び議長の諮問に関する事項。

### 6 閉会中の継続審査

閉会中の委員会開催については、議員の任期中の継続審査事件の付託をもって行うものとする。

### 7 会期日程等の協議

会期日程等を協議する委員会は、原則として議会招集日の7日前に開催するものとする。

## 第3 一般質問

1 一般質問の予定人員数は、その定例会の会期日程等を協議する議会運営委員会開催日の3日前までに議会事務局に報告するものとする。

2 文書通告の締切りは、招集日前日の正午とする。なお、通告の際、一括質問の方式又は一問一答の方式を選択するものとし、その内容は、次のとおりとする。

方式	発言方法	発言場所	質問回数
一括方式	質問項目すべてを一括して質問した後、理事者からその質問項目について一括して答弁を行う	1 回目の質問は登壇して行い、再質問からは質問席で行う	3 回まで
一問一答方式	1 回目の質問及び答弁は一括方式と同様とし、再質問からは、一つの質問項目ごとに理事者が答弁を行う		無制限

3 一般質問は、1日6人以内の4日間を原則とし、その日程は質問通告者の人数により定める。

4 一般質問の時間は、質問、答弁を含めて1人60分以内とする。

5 一般質問の順序は、招集日本会議終了後、議場において抽選により決定する。

### 第3の2 総括質疑

1 総括質疑をする議員は、一般質問をしないこととする。

2 総括質疑の時間は、質疑、答弁を含めて1人60分以内とする。

3 総括質疑の通告は、所定の様式により、初日本会議の午後5時までに議会事務局に届け出るものとし、通告書の記載様式は、一般質問に準ずる。

### 第4 常任委員会

1 予算決算常任委員会の会議時間は、原則として午前10時から午後5時までとし、審査日数は、当初予算審査及び決算審査（以下「当初予算等審査」という。）ともに補正予算審査を含めて4日間とし、6月及び12月の補正予算審査は1日とする。

2 当初予算等審査の質疑時間は、答弁時間を含めて委員1人当たり35分とし、時間は会派で調整することができるものとする。なお、質疑の形式、回数及び一般質問との重複質疑等は、会派及び無所属議員の持ち時間内であれば各委員の裁量に任せることとする。

3 補正予算審査の質疑は、無通告の一括方式とし、回数は一議案につき3回までとする。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りでない。

4 当初予算等審査の質疑は、原則、通告制とし、質疑項目の概要を質疑通告書に記載し、一般質問最終日前日の正午までに、議会事務局へ届け出るものとする。また、当該審査においては、無通告の質疑も認めるものとする。

5 当初予算等審査の質疑関連資料の要請は、資料要請書に記載の上、招集日の正午まで

に、議会事務局へ届け出るものとする。なお、理事者からの資料要請回答書については、一般質問最終日前々日の正午までに当該議員に配付するものとする。

- 6 当初予算等審査は、会計ごと（一般会計歳出は款ごと、一般会計歳入は一括）に行うものとし、その質疑の順番は、当初予算審査、決算審査ごとにくじ引きによる会派順送りとする。また、無所属議員は、会派による質疑終了後に質疑することとする。
- 7 予算決算常任委員会の委員長報告は、規則第39条第3項の規定により、当該委員会審査報告書の写しの配付をもって省略するものとする。
- 8 予算決算常任委員会以外の質疑方法は、補正予算審査の質疑と同様とする。

## 第5 請願、陳情等

### 1 請願の受理及び付託

#### (1) 1回目の締切り

定例会の会期日程等を協議する第1回目の議会運営委員会開催日の前日までに受理した請願は、その定例会に提出する。

#### (2) 2回目の締切り

定例会最終本会議日の5日前までに受理した請願は、最終本会議日に委員会付託をし、議長発議により、継続審査について諮る。

#### (3) 緊急を要するものと議長に申し出た請願

定例会招集日翌日の正午までに受理した請願は、その取扱いを議会運営委員会において協議する。

### 2 請願、陳情等の処理

(1) 議員発議を要求する請願の取扱いについては、議会運営委員会で協議し、結論の出ないときは所管の常任委員会に付託する。

(2) 陳情書又はこれに類するものの取扱いについては、その都度議会運営委員会で協議する。

### 3 議員が請願、陳情人となる件

議員は、みずから請願、陳情人となってはならない。

## 第6 議員発議

### 1 議会運営委員会において委員より提案された議員発議

#### (1) 意見書

議会運営委員会において結論の出ないときは議員発議をしない。

#### (2) 決議

議会運営委員会において結論の出ないときであっても議員発議はできる。

## 2 提案理由の説明

各会派共同提案による議員発議の提案理由の登壇説明は、会派順送りとし、趣旨から逸脱しないように行うこと。

## 第7 常任委員長による所管事項の調査報告

本会議において常任委員長から所管事項の調査報告があった場合は、議長はその委員長報告に対する質疑の機会を与えること。

## 第8 締切日

本申し合わせ事項中、締切日がある場合は、その日が市の休日に当たるときはその前日とし、その日がさらに市の休日に当たるときは順次繰上げ、直近の市の休日以外の日をもって締切日とする。

## 第9 質疑・討論の制限

委員会に所属する委員及び当該委員が所属する会派の議員は、当該委員会に付託された案件に対し、本会議において質疑及び討論はできないものとする。

## 第10 議会運営委員会の決定事項の遵守

議会運営委員会において決定した事項は、議員はこれを遵守しなければならない。

### 附 則

この申し合わせ事項は、平成19年5月18日から施行する。

### 附 則

この申し合わせ事項は、平成20年3月19日から施行する。

### 附 則

この申し合わせ事項は、平成24年11月27日から施行する。

### 附 則

この申し合わせ事項は、平成25年2月15日から施行する。

### 附 則

この申し合わせ事項は、平成25年3月21日から施行する。

### 附 則

この申し合わせ事項は、平成26年2月14日から施行する。

### 附 則

この申し合わせ事項は、平成27年3月18日から施行する。

### 附 則

この申し合わせ事項は、平成27年6月4日から施行する。

### 附 則

弘前市議会運営申し合わせ事項

この申し合わせ事項は、平成27年11月19日から施行する。

**附 則**

この申し合わせ事項は、平成28年 2月12日から施行する。

## 弘前市議会会派代表者会議設置に関する内規

(設置)

第1条 本市議会に会派代表者会議（以下「代表者会議」という。）を置く。

(協議)

第2条 代表者会議は、議長が必要と認める次の各号に掲げる事項について協議する。

- ① 議会運営に関すること
- ② 会派間の連絡調整に関すること
- ③ その他議長が協議・報告することが適当であると認められる案件

(組織)

第3条 代表者会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- ① 議長
- ② 副議長
- ③ 会派の代表者

(運営)

第4条 代表者会議は、議長が招集する。

2 議事は議長が行い、議長に事故あるときは、副議長がこれを代行する。

(代理出席)

第5条 会派の代表者に事故あるときは、当該会派の代理者を出席させることができる。

(会派に所属しない議員の出席)

第6条 議長は、会派に所属しない議員に代表者会議の傍聴を要請する。

(その他)

第7条 この内規に定めのない事項は、議長が別に定める。

弘前市議会会派代表者会議設置に関する内規第7条の規定により、代表者会議の開催要請等について次のように定める。

(代表者会議の開催要請等)

- ① 会派の代表者は、案件、趣旨、具体的な事項を記載した文書を議長に提出し、代表者会議の開催を要請できる。この場合において、議長が必要と認めるときは代表者会議を開催し、議題とする。
- ② 会派に所属しない議員は、案件、趣旨、具体的な事項を記載した文書を議長に提出

弘前市議会会派代表者会議設置に関する内規

し、代表者会議の開催を要請できる。この場合において、議長が必要と認めるときは代表者会議を開催し、あらかじめ会派代表者の意見を聞き議題とするかを決定する。（要請者は、別室で待機する。）